

## 瀬戸内国際芸術祭 2025 公式ロゴ使用規定

瀬戸内国際芸術祭実行委員会(以下、「実行委員会」という。)以外の者が瀬戸内国際芸術祭 2025 (以下、「芸術祭 2025」という。)の公式ロゴを使用する場合は、次のとおり取り扱うものとする。

### 1 使用基準

公式ロゴは、次の基準を全て満たす広報物等について使用することができる。

- (1) 芸術祭 2025 の広報を目的としていること
- (2) 広報効果が期待できること
- (3) 芸術祭 2025 のブランドイメージが維持できること
- (4) 公式ロゴ等を用いるのにふさわしい媒体であること
- (5) 直接的な商業的利用でないこと

### 2 申請者

公式ロゴの使用申請ができる者は、次のいずれかに該当する者とする。

#### (1) 実行委員会構成団体

実行委員会構成団体は、原則として、実行委員会が作成した公式ポスター、チラシ等の広報物を使用するものとするが、特に実行委員会が認めた次のものに限り、公式ロゴの使用を認める。

- ① 自治体発行の広報誌等
- ② 芸術祭 2025 に関連する広報物等 (島内マップ、航路時刻表等)
- ③ ウェブサイト

#### (2) NPO法人瀬戸内こえびネットワーク

瀬戸内国際芸術祭ボランティアサポーターとしての活動を行うにあたり、特に実行委員会が認めた次のものに限り、公式ロゴの使用を認める。

- ① 芸術祭 2025 に関連する広報物等
- ② こえび隊募集にかかる広報物等
- ③ ウェブサイト

#### (3) 芸術祭 2025 参加作家、芸術祭 2025 イベント等の主催者

瀬戸内国際芸術祭参加作家、イベント等主催者が PR 活動を行うにあたり、特に実行委員会が認めた次のものに限り、公式ロゴ等の使用を認める。

- ① 参加作品の紹介チラシ

- ② イベント又はワークショップ等の告知チラシ
- ③ イベント又はワークショップ開催時の配布チラシ
- ④ ウェブサイト

#### **(4) 瀬戸内国際芸術祭パートナー、協賛企業、企業・団体ボランティアサポーター**

瀬戸内国際芸術祭パートナー、芸術祭 2025 にかかる 25 万円以上の協賛又はボランティアポーターとして参加する企業・団体について、特に実行委員会が認めた次のものに限り、公式ロゴの使用を認める。

- ① 自主発行の広報物等（社内誌、会員誌、企業案内、広告物等）
- ② ウェブサイト

なお、自社の商品等への使用は、原則として認められないが、有益な広報効果が認められると実行委員会会長が認めた場合に限り、その使用を認める場合がある。

#### **(5) 広域連携事業、県内連携事業、美術館連携事業、後援等事業等事業者**

開催趣旨が芸術祭 2025 の趣旨に沿うもの又は賛同した事業について、特に実行委員会が認めた次のものに限り、公式ロゴ等の使用を認める。

- ① イベント又はワークショップ等の告知チラシ
- ② イベント又はワークショップ開催時の配布チラシ
- ③ ウェブサイト

#### **(6) メディア**

掲載の趣旨が芸術祭 2025 の趣旨に沿うもの又は賛同した記事等について、特に実行委員会が認めた場合に限り、公式ロゴの使用を認める。

#### **(7) その他、実行委員会会長が特に認める者**

### **3 申請手続き**

- (1) 申請をしようとする者（以下、「申請者」という。）は、実行委員会が指定する様式で申請内容を実行委員会に提出する。
- (2) 実行委員会は、使用基準等に照らし、その使用可否を当該申請者に瀬戸内国際芸術祭 2025 公式ロゴ使用可否通知書をもって通知するものとする。
- (3) 使用が認められた者に対して、実行委員会から公式ロゴのデータを使用マニュアルとともに提供する。
- (4) 申請者はデザイン原稿を、事前に実行委員会に提出し、デザイン監修を受ける。

なお、実行委員会は必要に応じてデザインの修正指示を行う。修正指示に従わない場合は、公式ロゴの使用を認めないものとする。

- (5) 実行委員会は、必要に応じて承認後の使用状況について報告を求める。報告の求めに応じない場合は、公式ロゴの使用を認めないものとする。実行委員会が認めた者については、上記申請の提出を省略することができる。ただし、この場合であっても1の使用基準等に従うものとする。

#### 附則

この規定は令和6年4月1日から適用する。